

令和4年10月24日
医薬・生活衛生局
血液対策課

第2回献血推進調査会関係者インタビュー概要

事前に事務局及び調査会委員から提案のあった関係者からの見解を伺いたい事項について、「都道府県献血推進計画」（以下、「推進計画」。）を策定している4地方自治体の担当者から、それぞれ5分程度で説明いただき、その後に調査会委員からの意見・質問の時間に充てた。

（栃木県）

好事例の内容としてスライドを使用した説明が中心。

若年層の献血率が高くなっている取り組みを説明。

例として、県内の高校の80%に出張採血を実施し、「推進計画」にも記載がある県独自の取り組みとして、オリジナルの献血カードを配布し、高校卒業後も見据えた献血推進の取り組みを行っている。

（滋賀県）

現状の「推進計画」では、献血により確保すべき血液の目標量が増加したとしても、献血に関する新たな普及啓発事業を行うのは難しい。県献血推進協議会の委員から出た意見を計画案に反映できる場所が限られている。

（兵庫県）

献血により確保すべき血液量が県血液センターから県庁に示されるのが年明けの1月中旬となっているため、それ以降に県献血推進協議会を開催することになり、年度末ということで日程調整等の事務が負担となっている。必要量を示す時期の前倒しを希望。

（広島県）

県の協議会は例年3月に開催しているが、事務の負担とは感じていない。来年度はG7サミットの首脳会議が開催されるが、事前準備により、「推進計画」策定や献血推進の取り組みに影響はない。

「推進計画」を廃止した場合、計画を諮問する県献血推進協議会の必要性が失われることになり、公正の確保・透明性の向上の観点から問題となる。

意見・質問

- 宮川委員 一部の自治体で負担となっている県献血推進協議会の開催の前倒し検討が必要。

- 田中委員 栃木県のオリジナルの献血カード（アナログ）の取り組みが上手くいっていることに感心。
滋賀県に若年層向けの啓発イベントが献血の契機となっているかを質問。

- 栃木県 献血カードは始めたばかりの事業で県内でしか使えない問題点がある。

- 滋賀県 季節のイベントに合わせて年に3、4回実施する学生献血推進協議会による啓発活動は同世代からの呼び掛けということもあり、献血を受け入れてもらいやすい効果がある。献血可能年齢以下の中学生を対象に献血推進のポスターコンクールを実施し、若年層向けの啓発を行っている。

- 事務局 協議会の開催時期の前倒しに関して、必要血液量を県血液センターから自治体に正式に示す前でも開催可能と回答。

- 武田委員 都道府県が献血推進計画を作るためにどうするかという議論ではなく、今後も血液を安定供給していくためにどのようなことが必要かを議論し、その上で国は、各都道府県の献血推進計画をどのように位置づけるか、策定方法をどう改善できるかを考えていく必要があるのではないか。4県の県内部における「推進計画」の位置づけはどうなっているのか。

- 栃木県 「推進計画」を策定することで献血推進の取り組みを行う事業に対する予算を確保している。

- 滋賀県 啓発事業を例年実施することで予算を確保しているため、「推進計画」に基づいて事業を行っているということはない。

- 兵庫県 県の協議会が年度末の開催となるため、必要血液量の議論が中心となり、啓発事業等の議論も行っていきたい。

- 広島県 「推進計画」があることで普及啓発等の事業が行えているので、維持するべき。
- 柑本委員 ①各自治体の血液事業の体制②県献血推進協議会の役割③令和2年8月27日付医薬・生活衛生局長通知（「推進計画」に定める事項を示している。献血により確保すべき血液の目標量、普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項）による各自治体の裁量
- 栃木県 ①専任1名（事業によっては他業務職員の応援）②確保すべき血液の目標量はブロック内での調整により割り当てられるため、協議会で裁量はない③啓発事業は自由に記載している
- 滋賀県 ①兼業②普及啓発等を議論③普及啓発・献血推進に係る広報等は自由に記載している。血液の目標量の設定の裁量はない。
- 兵庫県 ①兼業②年1回開催③血液の目標量の設定の裁量の余地は少ない。
- 広島県 ①専任1名②3月に「推進計画」を審議③血液の目標量の設定の裁量はないが、来年度はサミット開催に伴う緊急時に備えて、血液センターと協議したい。
- 喜多村委員 目標値がなければ、事業として行えないのでは。「推進計画」の策定の負担感を減らすための通知を出してはどうか。広報で裁量を発揮していただき、独自の取組をしていただきたい。